

上水道料金及び加入分担金

区分 口径	基本料金		超過料金	備考	臨時料金	加入分担金	検査手数料
	水量	料金	1 m ³ につき				
13mm	10m ³	1,914円	181円50銭	料金は、左の表により算定した額から1円未満を切り捨てた額になります。なお、表中の金額は消費税相当額を含んでいます。	1m ³ ごとに539円	220,000円	1,500円
20mm	10m ³	2,552円				275,000円	
25mm	10m ³	3,828円				440,000円	
30mm	10m ³	6,193円				660,000円	
40mm	10m ³	9,295円				1,100,000円	
50mm	10m ³	13,244円				町長が別に定める	
75mm	10m ³	25,311円				町長が別に定める	
100mm	10m ³	40,161円					

下水道料金及び受益者負担金（特環）・区域外流入分担金（集排）

区分	基本料金		超過料金	備考	受益者負担金・区域外流入分担金 (特環) (集排)
	水量	料金	1 m ³ につき		
汚水量	10m ³	1,980円	143円	料金は、左の表により算定した額から1円未満を切り捨てた額になります。なお、表中の金額は消費税相当額を含んでいます。	○特環・集排 1) 一般家庭 ・1口・・・340,000円 ・納付方法・・・一括納付及び分割納付 2) 事業所等 ・別途計算式。(浄化槽の人槽計算等) 〈例〉10人槽までは340,000円 11人槽～20人槽までは680,000円 3) 集合住宅 ・29m ² /戸以上の場合 戸数×340,000円 ・29m ² /戸未満の場合 戸数×340,000円×0.5
1) 上水道のみ使用の場合 その使用水量を汚水量とします。 2) 井戸水のみ使用の場合 ※一般家庭については、世帯人数から認定基準汚水量を次のとおりとします。 1人：10m ³ 、2人：15m ³ 、3人：20m ³ 、以降 1人増すごとに6m ³ の加算をします。 3) 上水道・井戸水併用の場合 認定基準汚水量と水道の使用水量を比較して多い方を汚水量とします。					